群馬県農業負債整理関係資金に関する取扱要領

農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年５月１日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官通知）（以下「基本要綱」という。）の本県における取扱いについては、基本要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第１ 事前相談（基本要綱第３の１の(1)及び(2)）

(1) 借入希望者は、経営改善計画書（別紙１）を作成するに当たっては、第２に定める融資機関及び農業事務所に相談し、その助言指導を受けて作成する。

(2) 農業事務所は、経営改善計画書が作成されたときは、関係機関を招集して事前検討会を開くものとする。事前検討会では、書類の検討のほかに、現地調査も行うものとする。

招集する関係機関については、融資機関、農業信用基金協会、市町村、農業構造政策課を基本メンバーとし、それ以外は案件ごとに必要となるメンバーを群馬県農業負債整理関係資金制度検討会議（以下「検討会議」という。）の構成員の中から追加する。

(3) 事前検討会において、検討会議における経営診断を求めることが適当と認められたときは、借入希望者は経営改善計画書（別紙１）及び借入申込書（別紙２）を融資機関に提出する。

なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により手続を行うことができるものとする。

第２ 融資機関（基本要綱第３の１の(４)）

(1) 経営体育成強化資金

（株）日本政策金融公庫前橋支店及び当該公庫の受託金融機関となっている農林中央金庫前橋支店（同支店の窓口業務を行っている農業協同組合を含む。）等

(2) 農業経営負担軽減支援資金

群馬県と利子補給契約を締結している農業協同組合及び農林中央金庫前橋支店等

第３ 経営診断実施機関（基本要綱第４の２）

別に定める「群馬県農業負債整理関係資金制度検討会議設置要領」による。

第４ 利子補給承認（基本要綱第４の１の(４)）

別に定める「群馬県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領」による。

第５ 融資実行後の措置（基本要綱第４の３）

(1) 検討会議により融資機関を中心とした「現地指導班」を定め、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮する。

(2) 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙４

又は別紙４を参考にして融資機関が定める様式による経営状況報告書により、経営状況を融資機関に報告する。

(3) 融資機関は、借入者から経営状況が報告された時は、毎年度１回以上、現地指導班のメンバーを招集し、経営改善計画の進捗状況を把握する。現地指導班は、必要に応じて借入者に対して指導を行う。

(4) 融資機関は、(3)により経営状況を把握した後、検討会議に報告する。

第６ その他

(1) 畜産負債に係る借り換えについては、関係機関により事前に協議し、総合的な判断のもと、最適な資金を検討するものとする。

附 則

この要領は、平成１５年７月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２２年５月７日から適用する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和５年５月２３日から適用する。

附 則

この要領は、令和８年１１月１日から適用する。